# 平成18年度-平成21年度

# 弥富市第1次行政改革大綱

平成 1 9 年 3 月

弥 富 市

# 弥富市第1次行政改革大綱

# 第1章 基本方針

## 1 21世紀 地方自治革命の到来

いま、地方自治は、明治以来続いてきた中央集権的システムから地方分権システムへと潮流は大きく変わろうとしている。地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体においても、国との「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと体制を整えるとともに、個性を重視したまちづくりに向けた新たな行政システムの構築が求められている。

しかし、地方分権が進む一方で、国の「三位一体の改革」による地方交付税や国庫支出金の削減による影響は予想を大きく超え、国・県からの事務委譲に伴う事務等の拡大、少子・高齢化対策、公債費、公共施設の維持管理費などへの財政負担は本市の財政収支に多大な影響を与え一段と厳しい状況となっている。

こうした急激かつ慢性的とも言える財源不足を補うには、従来のように国 の支援に頼るだけでなく、自治体自身が市民と一体となって英知を結集し、 企業的経営理論も学びながら自立した自治企業体を目指す必要がある。

地方自治の大きな目標は「自分たちのまちは、自分たちのために、自分たちの責任において、自分たちの手でまちづくりを行う」ことであり、その実現のために地方公共団体は何をすべきか、市民は何をすべきか、財政負担はどうあるべきか、などについて抜本的な改革が求められており、これらの諸課題に立ち向かうには従来の規範では到底対処できるものではなく、この21世紀はまさに地方自治革命の時代に突入する世紀である。

本大綱は、本市が行う行政改革についての基本的な考え方を明らかにする ものであり、そのために各分野において進める種々の改革項目を体系化する とともに、今後3年間で実施する課題について明示していくものである。

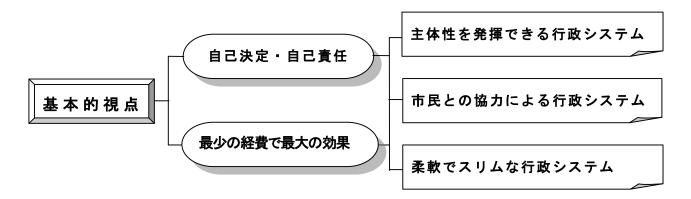
#### 2 行政改革の基本的視点

本市独自の地方自治の展開を可能とする新たな行政システムを構築していくためには、基本的視点として次の二つの要素が不可欠である。

第1は「自己決定・自己責任」である。地方分権の原点は、自らの地域の問題は自らが決定し、自ら責任を負うことである。これまでは中央集権体制の基で、様々な面で国へ依存してきたことは否定できないが、地方分権の進

展に伴い、地方公共団体にはまさに「自己決定・自己責任」の原則の基に行 政運営を行っていくことが求められている。職員が自治の担い手としての意 識をしっかり持ち、市民の意識に基づいた真の自治の確立に向けた体制整備 を進めていくことが必要である。

第2は「最少の経費で最大の効果」である。市政が市民の負担によって運営されるものである以上、「最少の経費で最大の効果を挙げる」よう努めることは、行政運営の基本である。増大する事務量に限られた財源で対応していくためには、これまで以上にその基本に立ち返ることが重要になってきている。職員一人ひとりが費用対効果を常に念頭に置いて事業を推進し、効率的な行政運営を行っていくことはもちろん、事業が効果的、効率的に実施されたかどうかを評価点検し、事業内容の見直しを行うとともに、次の政策、施策に反映させていくことが必要である。



#### 3 財政の現況と課題

本市の歳入、歳出の状況は、歳入の太宗をなす市税収入は、合併前の町村 ごとの決算額においても平成15年度から3年連続で増収になるなど堅調 に推移しているが、普通交付税が弥富市での算定で不交付になるなど、依然 として楽観できない状況にある。

一方、歳出面においては、平成19年度には弥富中学校移転改築工事が2年目に入るなど、普通建設事業費が確実に増加するとともに、扶助費、公債費を始めとする義務的経費も増加が見込まれ、今後も非常に厳しい財政運営が求められる。

この事態を克服するためには、職員一人ひとりが、極めて厳しい財政状況に置かれていることを認識し、財源の積極的な確保に努める一方、合併による行政の効率化を十分生かしつつ、財政健全化に向けて、すべての事務事業について実施手法を含めた見直しや合理化を行い、成果を重視した効率的な施策への取組を進めなければならない。

特に、成果重視の視点から、行政コストの削減に取り組み、歳出の抑制に 努めなければならない。

## 第2章 新たな行政システムの構築に向けた基本的な考え方と重点改革項目

#### 1 主体性を発揮できる行政システム

これまでの中央集権体制の基で、地方公共団体の裁量は事実上大きく制限され、多くの分野において国が定めた全国一律の基準による画一的な行政が行われてきた。しかし、地方分権の推進に伴い自己決定権が拡大することから、地方公共団体には、地域の実情に即した行政を、主体的に展開していくことが何より求められている。そのためには、まず、自治の担い手としての職員の意識の高揚が最も重要である。国からの指示を待ったり、国へ依存することなく、「自ら考え、自らの責任により実行する」という意識をしっかり持つとともに、地域の課題に対して自らが政策を立案する能力を身に付けていくことが不可欠である。また、複雑化、多様化する地域課題に対応していくことが不可欠である。さらに、地域の課題について、次には、これまでの個別施策執行型の縦割り組織を見直し、総合的な政策が推進できる体制を整備する必要がある。さらに、地域の課題について下と市民とで完結的に処理していくためには、両者の役割分担を明確にし、互いに協力しながら対応していくことが重要である。そこで、多様化した市民ニーズに的確に対応し、地域課題に主体的に取り組むことができる行政システムの構築を目指す。

#### (1) 自治を担う人材の育成

分権時代において本市独自の自治を推進していくためには、その担い手である「人」の育成が最重要課題である。まずは、自治の担い手として、職員一人ひとりの意識の高揚が重要であり、市民全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲と情熱を持って市政に取り組んでいくという心構えをもつことはもちろん、地域社会の問題は、自らが考え、自らの責任において決定し、実行していくという姿勢、さらには、柔軟な発想と創意工夫により、主体的に新しい行政課題に対処していく姿勢が必要である。また、創造的な政策づくりを進め、主体的な行政運営を行っていくための政策形成能力を向上させるとともに、これまで以上に簡素で効率的な行政運営を行うための経営感覚を身に付けることが求められている。そのためには、職員研修だけでなく、人事管理、職場管理などを含めた総合的な観点から人材の育成を進める。

#### (2) 総合行政・政策推進のための体制づくり

地方公共団体には、複雑化、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、総合行政推進のための体制整備をより一層進めるとともに、分権時代

において、これまでの事業執行型の体制から政策推進型の体制へ移行していくことが求められている。そこで、まず組織・機構の面からは、プロジェクト組織の活用、企画調整部門の充実等を通じ、横断的な行政課題に機動的、総合的に対応できる組織づくりを進める。

次に、政策や施策の効果を客観的な指標により評価し、効率化や政策等の見直しに役立てようとする「行政評価」について、本市の実態に即した評価手法のあり方を検討する。

#### 2 市民との協力による行政システム

真の豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、市民の意向が最大 限に行政に反映されることが重要である。また、地方分権の推進は、国と地 方公共団体間の権限の再配分や関係の改善にとどまるものではなく、地方公 共団体が自らの責任において地域に根ざした行政運営を行うことができる仕 組み、そして、市民が真の自治の担い手として地域づくりに参画できる仕組 みを作り上げていくことが究極の目的である。これからの市民と行政は、そ れぞれの役割を認識し合い、市の現状と未来のため、その持てる知恵と力を 出し合っていかねばならない。そのためには、十分な市政情報の提供と説明 責任の履行により、市の行政運営をより公正、透明なものにしていくことが 前提である。一方、市民の市政への参加の機会を拡大していくことも重要で ある。地方分権の具体化に伴って、市の自己決定権が拡大することにより、 市民参加の意義はこれまで以上に大きくなってくる。これからは市民と行政 が対話を行いながら、政策の形成や事業の進行管理を行っていくことが求め られている。さらに、今後は、単なる「行政への参加」を超えた「行政との 協働」が重要である。これまで長年にわたり、行政の手だけに委ねられてき た「公共」の分野に、近年、NPO、ボランティア活動等による「新たな公 共」が創出されつつある。今後、これらの活動を側面的に支援するとともに、 新たな役割分担を模索していくことが必要である。

一方、これまでの行政主導型のシステムは、行政の肥大化と経済の弾力性を失わせる結果を招いている。そこで、行政の責任領域の再点検を行うとともに、規制緩和と民間活力の導入をさらに進め、民自律型の社会システムへの転換を図っていく必要がある。以上のような認識の基に、地域課題に対応できるような新しい行政システムの構築を目指す。

#### (1) 適切な市政情報の提供と市民ニーズの市政への的確な反映

市政に対する市民の理解と信頼を得るためには、市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民のニーズを的確に把握し、市民の声を市政に反

映させていくことが必要である。市政情報の提供については、広報媒体を通 じての広報、各部局における資料提供等により行われてきた。

その一方で、近年の高度情報通信技術の進展、特にインターネットの普及により情報の受発信の可能性は量的・質的にも飛躍的に向上してきている。そこで、各種広報媒体の特性を生かした効果的な情報提供を行うとともに、インターネットを活用した情報提供に努める。

一方、市民ニーズの把握については、既存の広聴活動の充実を図る。また、職員一人ひとりが各事業の実施等を通じて市民の声に耳を傾け、事業が市民ニーズに沿ったものとなるように努める。

# (2) 民間活力の導入

行政の肥大化を防止し、経済の弾力性を維持するためには、これまでの行政主導型のシステムを見直し、民自律型の社会システムへ転換していくことが求められている。そのためには、行政の民間に対する関与を必要最小限にとどめるとともに、民間でできるものは民間に委ね、民間の活力を積極的に導入していくことが必要である。本市では、これまでも民間の専門性、効率性を生かし、市民サービスの向上及び行政の効率化を図るため、民間活力の導入を図ってきたところである。今後も、市が実施するサービスや事業について、行政責任の観点から直接行政が実施すべき事業であるかを点検し、市場メカニズムに委ねることが適当であるものについては民間に委ねるとともに、引き続き市で行っていくべきものについても、民間の技術力や資金等を活用することにより効果的に目標を達成できるものはないか検討する。なお、民間活力の導入の手法として、公共サービスや社会資本の整備を民間の資金やノウハウを導入することにより実施しようとする「PFI (Private Finance Initiative)」の本市における導入の可能性について検討を行う。

#### (3) NPO、ボランティア、コミュニティ活動との協働

これまで、長年にわたり、公共サービスは専ら「行政」の手に委ねられ、このことが行政の膨張の原因になるとともに、住民の自治の芽を摘んできたことも否定できない。しかし、近年、NPO、ボランティア活動に対する関心が高まるとともに、これらの活動による公共への参加が活性化しつつある。各種サービスをきめ細かく、かつ弾力的に実施できる主体として、行政との協働の基に、社会的な役割を果たしていくことが期待されている。市としても、これらの自律性、自主性を尊重しながら、十分な活動ができるような側面からの支援を行うとともに、これらの活動がさらに活性化さ

れるよう、普及、啓発に努めることが必要である。NPO法の施行を受け、 既存のボランティア団体や様々な事業型NPOが、法人化により持続的な 発展ができるよう、法人制度の定着に向けた普及啓発や、NPO活動の発 展と促進のための施策を進める。また、多様なボランティア活動の広がり や、生きがいづくりとしての社会参加を促すため、市民に対する機運の醸 成や、ボランティア活動に関する総合的な情報提供に引き続き取り組む。 一方、自らの地域のことは自らが決定するという観点から、最も身近な生 活基盤である地域コミュニティの役割はますます重要なものとなってくる。 地域住民の連帯感や共同意識を醸成し地域の発展に資するため、活動面の 活性化や自治能力の向上を図るための情報提供等の方策についても検討を 行っていく。

#### 3 柔軟でスリムな行政システム

わが国の財政事情は、バブル崩壊後の長期にわたる景気の低迷と、公債を 財源として実施してきた公共投資の拡大や所得税減税などの度重なる景気対 策により、国、地方を通じて悪化している。本市においても、市の借金であ る市債の残高が年々増加し、平成18年度末には一般会計において96億3 百万円となる見込みである。一方、このような厳しい財政状況にあっても、 地方分権の進展に伴い、増大する事務をはじめ、複雑・多様化する行政需要 に的確かつ迅速に対応することが求められている。今後は、財源の重点的、 効率的な配分により、これまで以上に効果的な事務事業を推進するとともに、 組織・機構の簡素合理化により、財政の健全化を図っていく必要がある。

また、行政運営プロセスの改善や公務能率の向上により、効率的かつ柔軟に事務を執行できる体制を確立していくことも重要である。そこで、厳しい財政状況の中、既存の発想、組織、仕事の進め方等にとらわれず、行政課題に弾力的に対応するとともに、簡素で効率的にして、しかも効果的な行政運営ができるよう、柔軟でスリムな行政システムの構築を目指す。

#### (1) 効率的な事務事業の推進

簡素で効率的な行政の推進を基本とし、経費の節減とあわせて、市民の行政需要、社会情勢の変化を的確に把握し、効率的な事務事業への見直しを行う。

見直しに当たっては、各部内において見直し体制を整備し、事務事業全般について評価点検を行い、市民にとって真に必要な施策の選択に努めるほか、各部にまたがる事業、類似する事業についても事業効率が上がるよう十分な調整を行う。

また、市単独の補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率等の観点から整理統合を図り、事業規模等から公平適正な金額であるか見直すとともに、行政需要の変化等に対応して真にやむを得ず新規の補助金等を設ける場合には、スクラップ&ビルドの原則を徹底する。

収入については、市税の安定確保を図るための諸施策を講じるとともに、 使用料、手数料等についても民間、他市との均衡や社会経済情勢への適応 の観点から見直しを行う。

#### (2) 組織・機構の簡素合理化

本市ではこれまで、その時々の行政需要に的確に対応するため、組織・機構の見直しに取り組んできた。今後も引き続き、行政需要の変化や新たな行政課題に対応した見直しを行うほか、組織規模の適正化、類似関連業務の統一的処理等の観点から個別組織の合理化を進める。

また、「総合行政・政策推進のための体制づくり」のため、既存の行政 目的別の組織編成を見直し、関連分野との連携を重視した政策志向型の組 織の構築を目的とした弾力的な組織形態のあり方について検討を進める。

#### (3) 適正な定員管理

人件費の累増を抑制し、最少の経費で最大の効果を発揮するためには、 適正な定員管理が重要である。限られた定員で新たな行政需要への対応を 行っていくためには、事務事業量の正確な測定による組織・要員の配置と、 職員一人ひとりの能力開発により対応できるよう図っていく。

ちなみに、弥富市の職員数は、平成18年4月1日現在367人、人口 千人当たりの職員数は8.64人である。

地方公共団体の定員管理については、各方面から厳しい目が向けられているところであり、今後も事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託等の推進等、スクラップ&ビルドの徹底を図り、平成21年度末には職員数357人を達成し、さらに定員の適正化に努める。